

部長会議付議事案書（協議）

（令和元年7月2日）

提案課名 総合政策課

報告者名 高垣 秀一

事案名	令和2年度県の施策、予算等に関する要望について	有 資料 無
提案趣旨	<p>神奈川県及び各政党への要望事項を取りまとめた「令和2年度県の施策、予算等に関する要望書」について、関係各課等と調整してきましたが、要望書を提出するに当たり、その内容を最終確認していただくため、協議事項として提出するものです。また、併せて今年度の要望活動の日程等について報告するものです。</p>	
概要	<p>1 県の施策等に関する要望書・・・別添のとおり</p> <p>(1) 提出先 神奈川県(県庁、湘南地域県政総合センター及び平塚土木事務所、県警本部)</p> <p>(2) 要望内容 本市独自の要望事項</p> <p>(3) 要望事項 26項目(新規:3項目、一部新規:3項目、継続:20項目)</p> <p>2 県の予算等に関する要望書・・・別添のとおり</p> <p>(1) 提出先</p> <p>ア 自由民主党神奈川県議会議員団</p> <p>イ 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団</p> <p>ウ 公明党神奈川県議会議員団</p> <p>エ かながわ県民・民主フォーラム神奈川県議会議員団</p> <p>(2) 要望内容 広域的な観点や国の制度・法律に関する要望事項</p> <p>(3) 要望事項 9項目(新規:2項目、一部新規:3項目、継続:4項目)</p>	
経過	<p>平成31年3月 各課等へ要望事項の照会</p> <p>平成31年4月</p> <p>～令和元年6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成</p>	
今後の進め方	別紙「令和2年度県への要望活動の日程・出席者一覧」のとおり	

令和2年度県の施策・予算等に関する要望項目一覧

No.	分野	主 題	区分	担当課	要望先	単 独 要 望	政 党 要 望	
1	道路 (国道)	国道246号バイパス(厚木秦野道路)の当 市区間の早期事業化に対する支援につ いて	一部新 規	国県事業推進課	県土整備局	1	1	
2	道路 (県道)	県道62号(平塚秦野)の改良について	継続		平塚土木事務所		2	
3	道路 (県道)	県道70号(秦野清川)の改良について	継続				3	
4	道路 (県道)	県道612号(上粕屋南金目)の改良等につ いて	一部新 規				4	2
5	道路 (県道)	県道613号(曾屋鶴巻)の改良について	継続				5	
6	道路 (県道)	県道701号(大山秦野)の改良について	継続				県土整備局・ 平塚土木事務所	6
7	道路 (県道)	県道704号(秦野停車場)の改良等につ いて	継続		平塚土木事務所		7	
8	道路 (県道)	県道705号(堀山下秦野停車場)の改良等 について	継続 (統合)				8	3
9	県立 公園	新東名高速道路の秦野SAスマートIC(仮 称)の連結許可に伴う県立戸川公園の整備 促進について	継続			県土整備局	9	4
10	河川	河川の整備促進について	継続				10	
11	河川	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止 対策について	継続	建設管理課		11		
12	河川	二級河川水無川の河床整備について	継続	防災課	県土整備局・ 平塚土木事務所	12		
13	防災	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	継続			13		
14	防災	土砂災害対策の促進について	継続			14		

No.	分野	主 題	区分	担当課	要望先	単独 要望	政党 要望
15	防災	砂防事業の促進について	継続	国県事業推進課	県土整備局・ 平塚土木事務所	15	
16	環境	治山事業の実施について	継続	環境共生課	環境農政局・ 湘南地域県政総 合センター	16	
17	環境	第3期かながわ水源環境保全・再生実行5 か年計画における一般家庭の合併処理浄 化槽転換促進等への支援について	継続	生活環境課	環境農政局	17	
18	環境	野生鳥獣対策について	継続	農業振興課		18	5
19	環境	全国育樹祭の開催について	継続	環境共生課		19	
20	環境	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する 指導の強化について	新規	環境資源対策課		20	
21	医療	産科医の確保及び医療体制の整備・充実に ついて	継続 (統合)	健康づくり課	保健福祉局	21	6
22	福祉	障害者の就労支援等について	継続	障害福祉課	産業労働局	22	
23	福祉	福祉施策に係る人材の確保について	一部新規	保育こども園課・ 高齢介護課	福祉子どもみらい 局	23	7
24	教育	学校における働き方改革の推進について	新規	教職員課	教育局	24	8
25	教育	学校給食における職員配置等への支援に ついて	新規	学校教育課		25	9
26	防犯	東海大学駅前交番の移転・整備について	継続	総合政策課	県警本部	26	

部長会議付議事案書（報告）

（令和元年 7月2日）

提案課名 国県事業推進課 スポーツ推進課

報告者名 杉田 佳一 北口 慶太

<p>事案名</p>	<p>羽根スポーツ広場（仮称）への仮設アスファルトプラント及びソイルプラント設置について</p>	<p>資料 有</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>羽根スポーツ広場（仮称）用地（以下「広場用地」という。）については、令和2年度末を完成目標に工事が進められている新東名高速道路で発生する土砂の仮置き場として、平成29年11月30日に本市と事業者間で用地貸付に係る協定を締結し、運用されています。しかし、今後は、工事内容が大規模な舗装工事に移行していくため、土砂の仮置き場が不要となる一方で、アスファルト等の製造が必要となることから、広場用地へ仮設アスファルトプラント及びソイルプラントを設置したいとの申し入れがありましたので、その概要を報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 仮設プラントについて</p> <p>(1) 事業者 中日本高速道路株式会社東京支社 秦野工事事務所</p> <p>(2) 事業内容 新東名高速道路工事に係るアスファルト及びソイルセメントの製造</p> <p>(3) 場所 秦野市羽根字内屋敷1066番2ほか ※広場用地（貸付面積約2,300平方メートル）の一部</p> <p>(4) 計画面積 13,180平方メートル</p> <p>(5) 仮設アスファルトプラント及びソイルプラントの概要 別紙1「仮設アスファルトプラント及びソイルプラントの概要」のとおり。</p> <p>(6) 設置期限 令和4年3月31日まで</p> <p>(7) その他 事業者において、地域住民、対策協議会及び本市と調整のうえ、環境基準の遵守、周辺環境に配慮した必要な対策を講じる。</p> <p>2 広場用地の貸付に係る協定について 別紙2「公有財産の無償貸付に係る協定書」の貸付の目的に変更が生じるため、協定の変更をするものです。</p>	

	(1) 貸付の目的等 新東名高速道路建設工事のための仮設アスファルトプラント及びソイルプラントの設置
	(2) 貸付の期間 協定締結日から令和4年3月31日まで（現行協定の残存期間）
	(3) 使用料 変更前の協定と同様に「秦野市行政財産の目的外使用に係る条例」第9条第2号の減免規定「公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用する」とにより、無償とする。
経過	平成29年 3月30日 政策会議で広場用地の一時貸付を決定
	同年 11月30日 公有財産の無償貸付に係る協定書を締結
	同年 12月26日 広場用地の造成事業に係る協定書を締結
	平成31年 1月30日 用地広場へ仮設アスファルト及びソイルプラント設置について相談がある。
	同年 2月6日 プラント設置について関係各課へ中日本から概要説明以降適宜、関係各課と調整
	同年 4月1日 秦野工事事務所に本事業を担当する舗装工事班新設、工事長着任
	令和元年 6月19日 調整部会にて、指導内容の整理
同年 7月2日 土地利用委員会へ付議（計画の是非、工事の指導内容等）	
今後の進め方	1 令和元年 7月2日 定例部長会議に報告
	2 同年 7月16日 議員連絡会に報告
	3 同年 7～8月 北地区新東名対策協議会にて地元住民へ説明
	4 同年 7～8月 仮設プラント設置に向けた関係法令手続き、協議
	5 同年 9月 公有財産の無償貸付に係る協定の変更、工事着手
	6 令和2年 1月 仮設プラント本稼動

「仮設アスファルトプラント及びソイルプラントの概要」

1 概要

(1) アスファルトプラント

主にアスファルト舗装工に使用するアスファルトの製造を行う。

(2) ソイルプラント

路盤の安定処理や連続鉄筋コンクリートの舗装版等に使用するためのセメントの製造を行う。

2 供給範囲

伊勢原北 IC から秦野市域

3 供給量

(1) アスファルトプラント：1,000トン/日

(2) ソイルプラント：1,800トン/日

4 プラント稼動に伴うダンプの交通量

約550台/日

5 主要設備（伊勢原市における類似施設の状況）

(1) プラント本体：公称能力180トン/時間

(2) 骨材貯蔵所：最大貯蔵量1,711立方メートル

(3) 石粉サイロ：貯蔵容量50トン

6 操業形態（伊勢原市における類似施設の状況）

(1) 稼働時間：平日及び土曜の8時00分から17時00分

(2) 従業者：10名弱

7 原材料（伊勢原市における類似施設の状況）

砂、砂利は多摩地区、アスファルトについては横浜及び千葉より調達。

部長会議付議事案書（報告）

（令和元年7月2日）

提案課名 地域共生推進課、産業振興課

報告者名 安川 正幸、佐藤 伸一

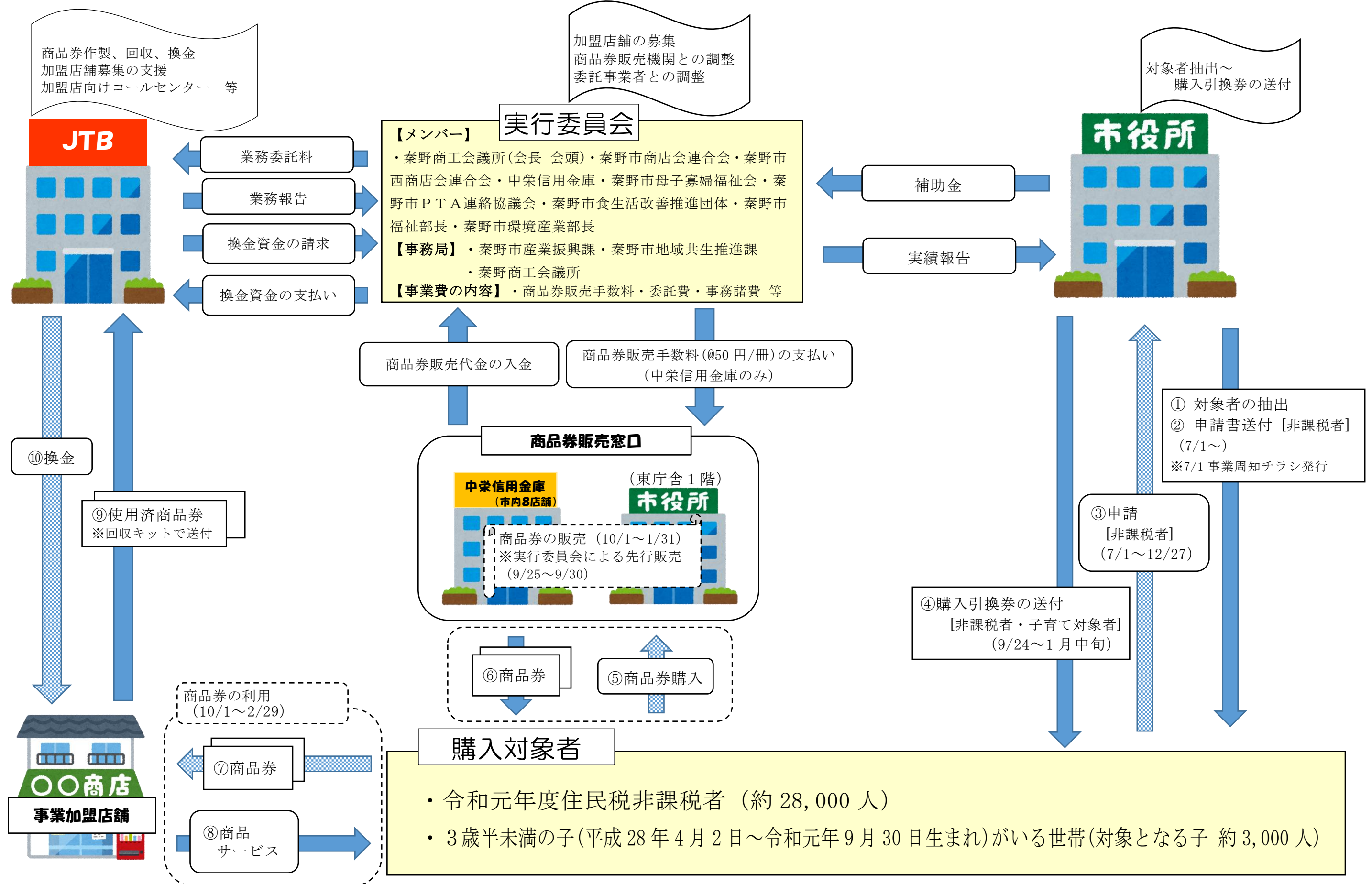
事案名	プレミアム付商品券事業の実施について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
提案趣旨	<p>消費税・地方消費税の引上げが、市民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすること目的として、国庫補助事業（補助率10/10）によりプレミアム付商品券事業を実施します。</p> <p>7月1日付けで対象者（市民税非課税者のみ）へ申請書を発送し、商品券の販売を9月25日（予定）から開始するものです。</p>	
概要	<p>1 事業の対象者（プレミアム付商品券購入対象者）</p> <p>(1) 平成31年1月1日現在の住民のうち、令和元年度分の市民税が非課税である者（市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く。）（以下「市民税非課税者」という。）</p> <p>(2) 3歳半（平成28年4月2日から令和元年9月30日生まれ）までの子が属する世帯の世帯主（以下「子育て世帯主」という。）</p> <p>（参考）対象者数（見込）</p> <p>約31,000人（市民税非課税者28,000人、対象となる子3,000人）</p> <p>2 購入上限額 券面額2万5千円（購入額2万円）プレミアム率25%</p> <p>※子育て世帯主は、対象となる3歳半までの子の人数分を購入できる。</p> <p>3 商品券販売（購入）方法</p> <p>秦野市プレミアム付商品券実行委員会が指定した販売窓口（中栄信用金庫本・支店（市内8店舗）、市役所東庁舎1階）でプレミアム付商品券を販売（購入）します。</p> <p>また、購入しやすいように分割購入（5千円単位）を可能とし、商品券1枚あたりの額面を5百円とします。</p> <p>4 事業執行</p> <p>本事業は、市民税非課税者・子育て世帯主のみを対象とした事業のため、臨時福祉給付金事業に準じて、対象者の抽出、申請の受付け、購入引換券の発送等を行います。</p> <p>また、本市及び秦野商工会議所の連携体制として、秦野商工会議所等で組織する「秦野市プレミアム付商品券実行委員会」を設置し、プレミアム付商品券取扱い店舗の募集を行うとともに、今後、商品券の作製・販売等を行います。</p> <p>5 事業の仕組み</p> <p>別紙のとおり</p>	

経過	平成31年	2月15日	県主催の市町村向け事業説明会の開催
		3月25日	本事業に係る平成31年度当初予算成立
		3月29日	第1回実行委員会の開催 (実行委員会の設置、事業概要・実施要領、委託業務の仕様等)
		4月22日	商品券取扱い店舗募集 (商工会議所ニュース折込み、市ホームページ掲載)
		〃	公募型プロポーザル選定委員会の開催(実行委員会)
		26日	受託事業者決定(株)JTB神奈川西支店
	令和元年	5月1日	商品券取扱い店舗募集(広報はだの掲載)
		8日	東庁舎1階に市事務室を開設 〃 個人情報保護審査会への諮問(同月20日答申)
		28日	第2回実行委員会の開催(事業の仕組み、販売方法等)
		7月1日	購入引換券交付申請書の発送 〃 申請受付開始 〃 対象者向けに事業周知チラシを新聞等に折込み・配布 〃 対象者向け事業専用ホームページ開設
今後の予定	令和元年	8月27日～29日	商品券取扱い店舗向け説明会 (本町公民館、文化会館、商工会議所)
		9月24日	購入引換券の発送(市民税非課税者、子育て世帯主)
		25日	プレミアム付商品券先行販売開始(市役所東庁舎1階)
		30日	先行販売終了
	10月	1日	プレミアム付商品券販売開始(中栄信用金庫本・支店 (市内8店舗)、市役所東庁舎1階)
		〃	プレミアム付商品券利用開始
		12月27日	購入引換券交付申請期限
	令和2年	1月31日	プレミアム付商品券販売終了
		2月29日	プレミアム付商品券利用終了
		3月31日	事業終了(精算)

【参考】事務の内容及び執行予定等

補助区分	事務の内容	執行予定額	備考
事務費	申請書作製等委託業務	4,908,600円	4/4契約済
	労働者派遣委託業務	11,767,383円	5/31契約済
	実行委員会補助金		
	実行委員会委託業務 (商品券作製・回収、換金等)	64,000,260円	4/26契約済
	商品券販売業務(販売手数料)	5,962,500円	@50円/冊×119,250冊 (中栄信用金庫販売見込数)
その他事務費	27,849,000円	申請書等郵送料、賃金等	
事業費	商品券プレミアム分	132,500,000円	@5千円×26,500人(見込)
補助対象計		246,987,743円	補助率10/10

<事業の仕組み>



市役所から

市民税非課税者・子育て世帯主の皆様へ

プレミアム付商品券のご案内

今年10月の消費税率10%への引き上げが、市民税非課税の方や子育て世帯(0~3歳半)の消費に与える影響を緩和することなどを目的にプレミアム付商品券を9月25日(水)から販売します。

プレミアム付商品券の内容

- ▶ 商品券は、500円券×10枚で1冊になっています。
- ▶ 1冊あたり5000円分の商品券を4000円で購入できます。**(1冊あたり1000円お得!)**
- ▶ 対象者お一人につき5冊まで購入できます。**(2万5000円分の商品券を2万円で購入でき、最大5000円お得!)**

誰が購入できるの？

対象① 令和元年度分の市民税が課税されていない方

※一部例外があります。詳しくは「対象者早わかりチャート」と「市外在住の方に扶養されている方へ」をご覧ください。



お一人につき最大2.5万円分の商品券を**2万円**で購入できます。

プレミアム付商品券を購入できるのは次の条件に当てはまる方です。両方の条件に当てはまる方は、両方の立場で商品券を購入できます。

対象② 3歳半(平成28年4月2日~令和元年9月30日生まれ)までのお子さまがいる世帯の世帯主(※)

※住民票上の世帯主を指します。
※お引越などによる秦野市への住民登録の時期によって、他の市区町村で対象者となる場合があります。

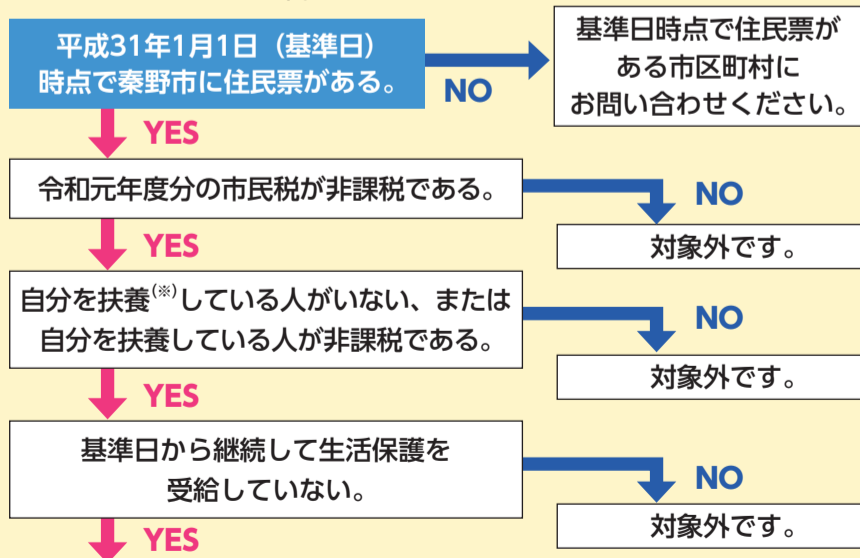


対象となるお子さまお一人につき(※)
最大2.5万円分の商品券を**2万円**で購入できます。
※たとえば、お子さまが2人の場合、5万円分(2.5万円×2人)の商品券を4万円で購入できます。

対象①

市民税が課税されていない方向け 対象者早わかりチャート

市民税が課税されていない方は、対象になるか次のチャートで確認してください。



対象者の可能性があります。対象になると思われる方には7月1日(月)から申請書を送付しています。1週間以上経ってもお手元に申請書が届かない場合は、プレミアム付商品券コールセンター(☎86)6525)にお問い合わせください。

※扶養とは、生計を一にする配偶者や地方税法の規定による扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者のことをいいます。



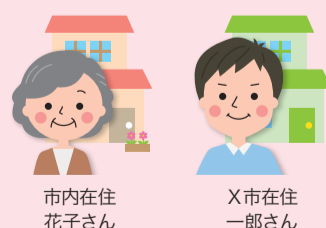
市外在住の方に扶養されている方へ



申請書は原則、市民税が課税されていない方に送付するため、市外在住の方に扶養されている方にも送付される可能性があります。

あなたが市外在住の方に扶養されている場合は、その方(扶養者)に住民税が課税されているか確認してください。扶養者に住民税が課税されている場合、あなたはプレミアム付商品券の対象になりません。

扶養者に住民税が課税されている場合の例



市内在住
花子さん

X市在住
一郎さん

X市に住む会社員の一郎さんは、秦野市に住む母花子さんの生活の援助をしています。一郎さんは、平成30年分の確定申告の際に、母花子さんを「扶養親族」として申告しました。

一郎さんは、X市で令和元年度分の市民税が課税され、X市に市民税を納めています。

この場合、花子さんはプレミアム付商品券の対象になりません。

※一郎さんが市民税非課税の場合は、花子さんは対象になります。

商品券を利用するまでの流れは、裏面をご覧ください。➡

商品券を利用するまでの流れは？

1 申請書が届きます（市民税が課税されていない方のみ）

対象になると思われる方に市役所から申請書を送付しています。（7月1日(月)から順次発送）

2 申請します（市民税が課税されていない方のみ）

申請書が届いたら、内容を確認のうえ申請書に必要事項を記入して市役所へ提出します。（郵送提出可。申請書に同封されている返信用封筒をご利用ください。）

※市民税が課税されていない方は、申請をしないと商品券を購入することができません。
忘れずに申請してください。

（申請期間：7月1日(月)～12月27日(金)）

3 商品券の購入引換券が届きます（対象の方全員）

対象の方に、市役所から購入引換券を送付します。（9月24日(火)から順次発送）

4 商品券を購入します（対象の方全員）

購入引換券に記載された販売窓口で商品券を購入します。（購入期間：10月1日(火)～翌年1月31日(金)）

★市役所で先行販売（9月25日(水)～9月30日(月)）



5 商品券を利用します（対象の方全員）

プレミアム付商品券利用可能店舗で、商品券を利用します。（利用期間：10月1日(火)～翌年2月29日(土)）

★商品券利用可能店舗は、3 購入引換券の送付時や、ホームページなどでお知らせします。

子育て世帯の方は

3 からスタート!

申請は不要です。
市役所から購入引換券
が届くのをお待ち
ください。



事業者の皆様へ

\\ まだまだ募集中! //

プレミアム付商品券 取扱店



「秦野市プレミアム付商品券」の取扱店を募集中です。登録手数料や換金時の換金手数料などは無料です。

8月13日(火)までにお申し込みいただきますと、商品券購入者へ商品券購入引換券を郵送する際に同封する利用可能店舗一覧に掲載いたします。（お店のPRにご活用ください）

※8月13日(火)以降も12月27日(金)まで随時受け付けをいたしますが、取扱店としての周知はホームページのみとなります。

※登録の申し込み方法などは、市ホームページをご覧ください。

参加資格 市内の小売店、飲食店、サービス店、その他の市民が日常的に買い物を行うことができる店舗、事業所（詳細は市ホームページでご確認ください）

商品券の利用対象とならないもの ①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ⑤税金や使用料などの公租公課

問い合わせ 秦野市プレミアム付商品券実行委員会事務局
(秦野市役所産業振興課内) ☎(82)9646 FAX(82)6256

プレミアム付商品券の“特殊詐欺”や “個人情報の詐取”にご注意ください。

「プレミアム付商品券」に関して

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、秦野市や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 秦野市や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 申請する前に、秦野市や内閣府などが個人情報を照会することはありません。

（申請の内容などについて秦野市プレミアム付商品券コールセンター又は地域共生推進課から電話や郵送による問い合わせはあります。）

不審な電話や郵便が届いたら、秦野市プレミアム付商品券
コールセンター☎(86)6525又は最寄りの警察署、警察相談
専用電話（#9110）にご連絡ください。

利用者向けホームページ

プレミアム付商品券の利用可能店舗を確認することができるホームページを開設しました。QRコードまたは秦野市ホームページのリンクからアクセスできます。ご利用ください。

プレミアム付商品券 秦野市ホームページアドレス
<https://premium-gift.jp/hadano/>



お問い
合わせ

制度について…………… プレミアム付商品券専用ダイヤル ☎0570(02)2036 午前9時～午後6時(平日のみ)

対象者・申請について… 地域共生推進課(プレミアム付商品券コールセンター(市役所 東庁舎1階)) ☎(86)6525 午前9時～午後5時(平日のみ)

(令和元年6月 調整部会)

令和元年7月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	堀山下字関ヶ谷戸 444番1ほか(西P85 D-8)	(事業主名)	第一種中高層 住居専用地域	1142.24	専用住宅7戸
2	(事業名)	堀山下字東向ヶ谷戸 572番1(西P85 G-4)	(事業主名)	第一種中高層 住居専用地域	1627.51	専用住宅9戸
3	(事業名)	堀西字下沼城 408番1ほか(西P45 C-3)	(事業主名)	第一種中高層 住居専用地域	1882.63	専用住宅10戸

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。